

【事案Ⅱ－４】後遺障害共済金請求

・2021年6月8日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

申立人は、急性心筋梗塞を発症して心肺停止となり、心肺蘇生後に高度の認知障害が残存し約款・事業規約に定める第1級後遺障害に該当するとして後遺障害共済金（共済金額と同額：3000万円）を請求したところ、被申立人は、第1級後遺障害状態に該当しないとして支払を拒絶したため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、後遺障害共済金3,000万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2018年3月25日急性心筋梗塞を発症して心肺停止となり、病院において治療するも高次脳機能障害が残存した。
- (2) 意識は少しずつ戻り、身体の動きも可能となったため、病院は退院を余儀なくされ老人保健施設に入るも、精神状態が安定せず施設では介護が出来なかった。
- (3) 2019年12月19日病院に入院するも病状は一向に改善しない。
- (4) 申立人は、在宅介護が困難なため現在は、ケアホームに入所している。
- (5) 病名(診断書)は心肺蘇生後の高度の認知障害、回復の可能性なし。
- (6) 申立人は要介護3を認定されており、常時介護を要する状態である。
- (7) 代理人は、申立人の判断能力がないので、成年後見人に就いている。
- (8) 申立人は、被申立人に共済金の請求を三度行ったが、2018年8月、2019年1月および2020年6月の回答は、「共済金は支払えない。理由は、第1級後遺障害状態に該当しない。」として共済金の支払を拒絶された。
- (9) 被申立人は、内部基準に照らして、第1級後遺障害には該当しない。内部基準なるものは、開示できないと主張している。
- (10) しかしながら、以下の理由により申立人の病状は約款・事業規約に定める共済金の支払事由に該当するものであり後遺障害共済金の支払非該当の決定には不服である。
 - ① 申立人の病状は前述のとおり日常生活の大部分に亘り介助を必要とすること。
 - ② 約款・事業規約の後遺障害等級表第1級において「精神又は神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」、同じく適用上の注意事項では、「終身労務に服することができないもの」とは、生命維持に必要な身のまわりの動作は可能であるが、多少自用を処理することができる程度のもので終身にわたりおよそ労務につくことができないものをいう。と説明されており、正にこれに

該当する。

<裁定の概要>

被申立人より共済金の支払に応じるとの連絡があり、解決が図られる見通しとなり、申立人から、裁定申立取下書が提出され、裁定申立て取下げとなった。